

第5回浦安市廃棄物減量等推進審議会議事録

1. 開催日時 平成15年4月18日(金) 午前10時～午前12時

2. 開催場所 文化会館 中会議室

3. 出席者

(委員)

横山会長、服部副会長、内田委員、原委員、吉村委員、小暮委員、相馬委員、
風巻委員、藤森委員、大塚委員、神子委員、小林委員

(事務局)

村瀬部長、中村次長、永井課長、上林課長補佐、岡崎係長、峰崎係長、吉泉副主査、
平林副主査、飯沼主事

4. 議題

(1) 第4回審議会の審議内容確認

(2) 今後の審議について

5. 議事の概要

(1) 平成15年度ごみゼロ課人事異動職員紹介

(2) 第5回審議会

①第4回審議会における決定事項の確認

②指定袋導入においては、手数料(処理料金)を賦課しない。

③指定袋の原価は市民負担とする。

④指定袋導入において対象品目を(①燃やせるごみ②燃やせないごみ③その他プラスチック容器包装ごみ④その他紙製容器包装ごみ)とし、4種類同時期の実施とする。

6. 会議経過

事務局より、平成15年度人事異動職員及び新規採用職員紹介後、先に配付している第5回審議会の資料について説明をおこなった。

● 事務局 資料の説明。

① 第4回審議会で出された意見等

・ 指定袋導入の是非に関する意見と有料化の定義

② 第4回審議会で決定された事項

・ 有料化の定義の決定(審議会としては、袋原価販売は有料化と定義いたしません。)

・ 指定袋導入意思の決定(審議会として指定袋の導入の決定)

③ 第4回審議会で審議中だった事項

・ 指定袋の導入方法で審議中のもの(導入方法において、手数料の賦課について)

④ 今後、審議していただく事項(③の審議中事項以外のものについて)

- ・ 指定袋の対象品目について
- ・ 指定袋の規格について

資料の説明後に、審議に入った。

- 会長 前回、諮問に対する決定を9月頃としましたので、順を追って一つずつすすめていきます。第4回審議会で審議中となりました「指定袋の手数料（処理料金）の賦課について」を審議します。審議に入る前に、市が指定袋の導入を行う目的を、事務局より説明をいただき再確認いたします。
- 事務局 「指定袋制の導入目的」について説明します。市の施策の流れでは、平成13年度6月に「浦安市基本計画」が市議会において議決されています。その「浦安市基本計画」のなかで【ごみ減量・再資源化】の施策として「指定袋制の導入」を謳っています。さらに具体的な施策としての実施について「実施計画」を市で作成しており、その【ごみ減量・再資源化の充実】のなかで「指定袋制の導入」を「平成16年度導入を目指す。」としています。しかし、この実施時期等、具体的な実施方法につきましては、市長より諮問がなされ、「浦安市廃棄物減量等推進審議会」のなかで市民の代表の皆様、事業者の代表の皆様に十分に審議していただき導入することになります。

「指定袋制の導入」の目的については、【ごみ減量・再資源化】の大きな社会的要求がある中で、分別収集の徹底により再資源化の仕組みを構築し、分別収集による再資源化の推進を図るものです。

- 会長 ごみの分別収集徹底による再資源化の推進を「指定袋制の導入」の目的としている事を確認しました。それでは、第4回審議会で審議中となりました「指定袋の手数料（処理料金）の賦課について」を審議します。
- 会長 前回のこの審議の確認としまして、
 - ・ 市民ひとり当りの出すごみ量は減少にある。
 - ・ 処理料金を無料にするのではなく「超過量方式」は、市民の認識改革に繋がる。
 の2点が出ていますがそれ以外に何かありますか。
- 審議委員 君津市や野田市のように、一定枚数を無料配付を行い、追加分については処理料金を上乗せする方法（超過量方式）がよいと思う。市の財政の負担も理解できるが、初年度位はその方法を入れるべきです。
- 会長 ごみ処理料金を上乗せするという意見ですね。
- 審議委員 一定枚数を超えた場合については、ごみ処理料金を上乗せするということです。
- 会長 まず、方法についてよりも、処理料金を賦課するか、否かを審議したい。
- 審議委員 審議の順番が違うと思う。例えば、透明と半透明の形態で可燃ごみ・不燃ごみの2本について導入しようということで、それについては袋の形態を決めたうえ

で、費用負担の有無を決定し、超過量方式などの方法を決めていくなど段階を踏んで、審議委員からの意見を聞くべきではないか。

- 会長 ありがとうございます。今の意見は第4回審議会に出された審議委員の意見と同じですが、他にご意見のある方いますか。第4回の審議会の中で、「指定袋に処理料金を上乗せするのは、どのようなものだろうか。」という意見が出ている事から、審議の順序としては、処理料金の賦課について先に決定していきます。
- 会長 超過量方式の採用は、無料の一定枚数量が少ない量であれば、処理料金を賦課する方法に変わりますが。
- 審議委員 そういう意味からでは処理料金は賦課しない方法をとりたい。
- 会長 他の意見はありますか。「分別徹底・減量化するためには処理料金を賦課する。」という考え方もあると思いますが。
- 審議委員 第4回の審議会では処理料金を賦課しないという意見が多かったと思うが。
- 会長 審議委員の中からの「住民の生活の中で、ごみ袋に処理料金を賦課することは負担になるのではないか。」との意見に対し各審議委員が頷いて同意をしていたように思う。

では、ここで「処理料金を上乗せ（賦課）しない。」ということに決定します。

- 会長 次に「指定袋の原価の負担について」を審議します。それについて、事務局より説明願います。
- 事務局 資料に基づき「指定袋の原価負担」について各市の状況を説明。
処理料金を賦課しないと先ほどの決定がありましたので、
 - ・ 市民が原価負担する方法
 - ・ 一定枚数まで市が無料配付をし、その後は市民が原価負担をする方法の二つの方法になります。全ての指定袋を無制限に行政が配付する事は、実態として不可能です。
- 会長 現実として、指定袋はどのくらいの値段で販売されていますか。
- 事務局 参考としまして、他市町村では10枚1組で販売されているのが主ですが、市川市では、スーパーで販売されているのがだいたい88円、コンビニエンスストアでは98円位で売られているのが相場になっており、また、市川市は袋の大小では値段は変わりません。船橋市は、市川市にくらべ、やや割高で販売されており市川市・船橋市状況としては、だいたい10枚1組で80円位から150円・160円で販売されている状況です。
- 審議委員 質問ですが、浦安市の場合はびん・缶等の資源ごみは、かご（コンテナ）で出していますが、市川・船橋などはどのように出すのでしょうか。また、不燃ごみ・可燃ごみの分別は市によって違いますが、可燃・不燃用のごみの指定袋の形態を考えるべきだと思います。可燃ごみの量はある程度一定に排出されるが、不燃ごみは出な

いときは、全くでないこともある。また、子供の玩具のように大きなごみを袋に入れると、それだけで一杯になってしまう。このような、ごみは紐でくくり排出してよいものか。可燃ごみ・不燃ごみの袋の料金を一律にしたり、指定袋による排出にこだわるのはどうなのか。他市の状況が知りたい。

- 事務局 近隣市の収集形態を調査していないので、調べておきます。また、袋に入れずらいごみについてですが、これは、市町村により方法が違うようですが、例えば大きいごみは、そのごみに指定袋を貼り付け排出するとの方法等があるようですが、この点につきましても、調らべられる限り調べ他市町村の例としてお知らせいたします。

「袋の料金を一律にすることについての是非」についてですが、処理料金の賦課はしないと決定されていますので、指定袋については、市が指定（許可・認定）した製造業者が自由競争で作成・販売することになります。可燃ごみ・不燃ごみの袋別で料金を変えるということを行政が指導することは出来ません。市場の原理で競争し販売することになります。

- 審議委員 市川市のごみ分別についてですが、燃えるごみ、燃えないごみを分け、びんはびんの袋、缶は缶の袋、プラスチック容器類はプラスチック容器類の袋にそれぞれ入れ排出しています。それぞれ専用の収集車がきて収集している。
- 審議委員 船橋市については、浦安市と同じような分別をしています。ただ、ペットボトルについては、スーパーやコンビニや公民館などの拠点回収となっています。びんや缶については、浦安のようなコンテナではないが麻袋に入れて同じ方式で排出している。可燃ごみについては、指定袋に入れ排出しています。不燃ごみについては、毎日、毎日出る訳ではないので、指定袋にいっぱいになってから排出している。また、子供の玩具のような大きなごみは分解して袋に入れてあります。
- 審議委員 浦安市の可燃ごみの定義を教えてください。
- 事務局 生ごみ、紙製容器、プラスチック容器等が燃やせるごみの対象となっています。（プラスチック・ゴム・皮革製品、紙くず・木くず等も可燃ごみです。）

資料の「4. 今後審議して頂く事項」の中で、指定袋の対象品目の中にも記載してありますが①燃やせるごみ②燃やせないごみ③その他プラスチック容器包装ごみ④その他紙製容器包装ごみを指定袋の対象を考えております。今、浦安市はプラスチック容器包装等は現在、可燃ごみに入ってしまったているが、今後、指定袋制を導入する事によって分別され再資源化が推進されます。

- 会長 資料の「4. 今後審議していただく事項」中、【③その他プラスチック容器包装ごみ、④その他紙製容器包装ごみは、平成17年度の分別収集に併せて指定袋を追加する。】とあるが、それについて説明を事務局よりしていただきたい。
- 事務局 平成17年度に浦安市クリーンセンター内に「その他プラスチック容器包装ごみ」の再資源化施設を整備する計画があります。その施設整備が平成17年度予定

ですので、その前に「その他プラスチック容器包装ごみ」を分別収集しても可燃ごみとして処理するしかありません。

仮に「指定袋制」を平成16年度導入した場合、平成16年度中は「その他プラスチック容器包装ごみ」は可燃ごみの指定袋の中に入れ（可燃ごみとして分別）し、翌年度の平成17年度から「その他プラスチック容器包装ごみ」としての指定袋に入れ排出していただくことになります。この場合、平成16年度から17年度で分別の内容が大きく変化するため、市民に混乱をまねく可能性があり事務局としても苦慮している。

- 会長 今の説明を聞くと、（2年間の間に分別方法がたびたび変わる事は市民にとって）混乱するであろうと思います。例えば、平成16年度に「その他プラスチック容器包装ごみ」と「その他紙製容器包装ごみ」の施設が出来れば、平成16年度からの「指定袋制」導入を市民に説明しやすいところもあります。しかし、今の事務局から説明にあったように施設が出来るのは平成17年度ですので、平成16年度に「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の2種類の指定袋を導入し、翌17年度に「その他プラスチック容器包装ごみ」と「その他紙製容器包装ごみ」の2種類の袋の追加で市民のみなさんに分別していただく方法となります。
- 審議委員 質問があります。玩具のようにプラスチックと鉄の部分がありますが、それは分解して排出することになりますか。
- 事務局 「その他プラスチック容器包装ごみ」とは、容器包装リサイクル法の中で品目を定められており、その対象となる品目については製造者の表示義務があります。
玩具等は、容器ではないので対象とはなりません。分別収集の対象となる物については、「その他プラスチック容器包装」の表示がなされている物です。
- 会長 企業の中では、もう既に表示義務を実施しているところもあります。お菓子類などは表示がされていると思います。平成17年度からは、その表示に合わせ分別していくこととなります。
- 審議委員 スーパーなどの食品発泡トレイもそこに入りますか。
- 事務局 容器包装リサイクル法のなかでは、白色発泡トレイも「その他プラスチック容器包装ごみ」に入りますが、原則としては、製造者責任としての拠点回収の仕組みができていますので、店頭の回収ボックス等をご利用いただくこととなります。
- 審議委員 自分の家の例（船橋市在住）だが、指定袋になってから袋に入れるごみを減らす為に、白色発泡トレイをまめにスーパーの回収ボックスに持っていくようになった。
- 会長 平成17年度からの計画ということで、事務局より説明があり平成16年度は燃やせるごみと燃やせないごみとなります。翌年度より2種類追加するという事について意見はありますか。

- 審議委員 私の事業所では、ごみは10品目分別を実施しているが、回収リサイクルルートがまだできていないので今現在はそのまま処分している。しかし、社員の意識付けはでき、ルートができた時はすぐに対処できる。

指定袋についても、平成16年度に指定袋制を導入して、翌年度に2種類の袋を追加し混乱をまねくより、市民に説明して平成16年度から「その他プラスチック容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」の袋も指定することにより、生活の中で排出の習慣付けがなされるのではないかと。

- 会長 個人的には、その意見と近い考えです。以前、浦安市が紙のごみ袋を使っていた頃には、プラスチック類は燃やせないごみでした。その時の習慣が残っている方がまだ見受けられ、プラスチック類を今だに分別排出している方がいる。

平成16年度から試行的に、分別の習慣付けのために「その他プラスチック容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」の袋の指定制を導入することには賛成です。

しかし、分別しても実際には燃やしているということは、市民を騙している事にならないか、また、それでは行政は実施できないのではないかと。

- 審議委員 「その他プラスチック容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」の再資源化をやらない訳ではなく、平成17年度からの準備期間として、「市民への混乱を避けるため」という説明で、16年度より「その他プラスチック容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」の指定袋の導入も同時に実施できるのではないかと。
- 審議委員 賛成です。市の収集対応が、事前に分別されている袋を確実に収集し、平成16年度中は、それを可燃ごみとして処理することができれば実施出来るはずと。
- 事務局 他の自治体で、ペットボトルの分別収集実施の際に、今の提案のように準備期間をつくり分別収集したところ、市民から反対となった。
- 審議委員 分別したものを収集体制としては、確実な収集はできますか。平成17年度からは、分別収集していたが燃やしていたごみを、実際に再資源化できれば問題はないのではないかと。平成16年度は分別収集はするが、施設の整備期間であり平成17年度から再資源化を行うとの説明をすれば、誰も反対しないのではないかと。
- 事務局 収集は可能です。また、今の説明をすることもできますが、市民がその説明に納得するかは判断できません。その点が躊躇するところです。
- 審議委員 「市民が納得するか、否か。」とは、「袋は有料なので、分別すれば余計に袋を買わなくてはいけません。」という点で納得しないということですか。または、「分別したにもかかわらず再資源化されていない。」ということに納得しないのですか。
- 事務局 現実問題として袋を購入しなくてはならないということもあります。また、気持ちの問題として、再資源化が可能になるのが、平成17年度からならば平成17年度より分別を実施すれば済むのではないかと、平成16年度からの分別は納得出来ないということも考えられます。

- 審議委員 再資源化の実施時期を前もって、広報しておき、それ以前の分別収集については準備期間であるとの説明（広報）をしておけば、円滑に事が進むと思う。
- 審議委員 袋の有料・無料については、まだ審議していません。それについては後の審議をお願いします。
- 会長 先ほどの事業所で10分別しているが、現在はルートが出来ていないため同じ処理になってしまう事について、社員の反応はどうか。
- 審議委員 苦情は出ていない。何年後にはごみをゼロを目指す再資源化にとりくんでいる。これには、社員1人、1人の意識が問題となってくる。毎年、毎年全社で社員教育を繰り返しおこなっている。
- 会長 指定袋導入実施時期について、審議委員の皆さんの意見は、平成16年度から全ての種類の指定袋制を実施し、平成16年度は「その他プラスチック容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」については啓発期間とし、排出の習慣付けをする意見が多いようです。
この意見で決定いたします。
- 会長 指定袋の原価負担について審議します。（市民が負担するのか、行政が負担するのかについて。） 実際に指定袋の原価が市民負担で、導入実施されている船橋市在住の方の反応はどうでしょうか。
- 審議委員 船橋市では、ごみ収集が有料になったという意識はないと思います。以前から、ごみ袋は有料で購入していましたから、以前と料金についての意識は変わりません。
- 審議委員 処理料金が賦課されているわけではないので、指定袋の無料配付まではしなくてもよいのではないかと思います。
- 審議委員 各家庭でのごみの量に差がみられるので、無料配付がよいのか、袋の原価は市民負担がよいのか思案中です。スーパーのレジ袋が、出回っている以上、レジ袋を透明にしてもらい、それに「市の許可」を印刷すれば、分別には支障がないのではないかと。

市民としては、排出方法が何度も変わると煩わしいと思う。最初、ある一定期間は啓発の意味を含め無料で配付し、その後、袋代原価をとる方法がよいのではないかと。

分別の手間も増えるし、制度が変わって最初から市民に袋の原価負担を強いると反発があるのではないかと。最終的には、袋の原価は市民が負担することになるが、段階的に進めるべきだ。

- 審議委員 船橋市でも最初20枚くらいは、町会から配付されていたような記憶があります。

ある枚数にしても、無料配付というのは、税金から出ているということです。年間規模から考えれば、袋の原価を自己負担したほうが、ごみを多く排出する人は袋を沢

山購入するし、少ない人は買わなくてすむ。その方法の方が平等だと思う。

- 審議委員 10枚で100円として、年間100枚使えば1,000円となる。
それを、市民が負担するか、市が負担するかの問題です。例えば、40,000世帯であれば年間4千万円の金額を市が負担することになる。環境部長が（市として）、財政的に困難ならば状況をこの場で伝え、「審議にあたっては市民に応分の負担をして下さい。」と市の方向を示せば、袋の原価負担は市民になるのだと思う。
- 事務局（環境部長） 現在、浦安市は約60,000世帯あります。年間1世帯1,000円かかった場合で約6千万円の費用負担になります。現在の市の財政を考えれば、その金額は負担出来ない金額ではないと思います。しかし、それを配付する人件費は膨大になってきます。世帯への配付枚数配分等諸所の問題が出てくると思われ、市が配付するのはどうかと思われ。

再資源化が目的とはいえ、袋の原価を市民が負担することで、ごみ減量につながると思われ。

また、導入時期についてですが、その他プラスチック容器包装の再資源化施設については、早くても平成17年度の計画です。審議のなかでは、平成16年度より「その他プラスチック容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」の分別を行い、平成17年度より再資源化施設に搬入するという方法でしたが、先ほど事務局からも説明しましたが、行政としては、市民に分別等の負担を掛けながら、ごみは燃やしてしまうという事は出来ないと考えます。場合によっては、「指定袋制」の導入時期の平成16年度を「その他プラスチック容器包装ごみ」の回収時期と合わせ、平成17年度から開始するという方法もあると考えます。実施計画上の「指定袋制」の導入時期は見直すことが出来ますし、皆様のご理解が頂ければ、平成17年度同時進行が円滑だと考えます。

- 会長 市としては、袋の値段が問題ということではなく、市民に無料配布するよりは、袋の原価を市民負担との方向を示されました。

また、導入の時期については、4種類の袋を同時導入するという審議会の考えは理解されていた。導入時期については、平成17年度実施が提案されました。この導入時期については、先ほどの決定を取り消し再度審議したいと思います。

袋の原価負担についてを、審議・決定したいと思います。

- 審議委員 ごみの再資源化、減量という観点から言えば、有料（袋原価の市民負担）にして個人負担をしてもらう方法を取り、減量化を進めるべきです。
- 会長 ごみ減量化を考えるには、「指定袋の原価を市民負担とする。」と決定します。
指定袋の規格等の審議については、次回にします。
- 事務局 次回の審議会の予定は、平成15年5月20日（火）の午前10時を予定しています。

7. 旁聽者 0名